「障害者虐待防止法」が施行されます

障害のある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、10月から、虐待を発見した場合の通報義務を定めたり、虐待を受けた人の保護や家族の負担軽減、虐待防止などを図るための法律がスタートしました。

法律施行に伴い市役所に障害者虐待防止センターが設置されます。

◆対象となる障害者
○身体障害
○知的障害
○精神障害（発達障害を含む）
○その他（心身の障害や社会的な障害によって日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人）

◆障害者虐待の種類
○擁護者による障害者虐待
○障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待
○使用者による障害者虐待

◆障害者虐待にあたる行為
①身体的虐待
たたく、殴る、蹴る、つねる、無理やり食事を口に入れる、ベッドに縛り付ける
②性的虐待
性器への接触、性的行為を強要する、キスする、裸にする、わいせつな映像を見せる
③心理的虐待
どなる、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する
④放棄・放任（ネグレクト）
食事を十分に与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない
⑤経済的虐待
年金や賃金を渡さない、財産や預貯金を着服する、日常生活に必要なお金を与えない

※虐待を受けている、虐待をしているという自覚は問いません。

◆虐待を早期に発見し適切に対応すること、そして、地域全体で障害がある人を支援していくことが大切です。虐待を受けた人や障害のある人への虐待に気づいた方は連絡してください。

連絡先
・障害者虐待防止センター（八街市役所福祉課内）
☎443－1649
FAX 443－1742
休日は
・相談支援事業所就職するなら明朗塾
☎090－3435－8549

力を合わせる研修会

障害のある方と市民と福祉関係者とが力を合わせて、明日の八街市をともに考える研修会です。

とき　10月18日(木)午前10時～正午
ところ　市総合保健福祉センター
講演　『障害者虐待はなぜ起きる？』～虐待を防ぐネットワークづくり～
講師　井上敏昭氏（城西国際大学准教授）
塚本大輔氏（障害者支援施設職員）
費用　無料
主催　八街市地域自立支援協議会

※障害の有無に関係なくどなたでも参加できます。
※保育サービス、手話通訳、要約筆記があります。
申し込みなど詳しくは、八街市地域自立支援協議会事務局（明朗塾）☎442－0101へ。

市制施行20周年記念　第57回八街市民体育祭

スポーツの秋　あなたも参加を！

盛りだくさんの競技種目やアトラクション、そして、当日参加ができる種目や体力テストもあります。ふるって参加してください。

とき　10月7日(日)
※雨天中止
ところ　市スポーツプラザ

当日募集の種目
◇**2人3脚50m**（小学3年生以上2人1組）
◇**パン食い競争**（60歳以上）
◇**チャレンジレース**（小学3年生以上）
◇**じゃんけんポン**（小学3年生以下および60歳以上）
◇**各種団体リレー**（中学校卒業以上4人）

※各種目とも競技開始60分前までに申し込んでください。

◇**体力テスト**
反復横跳び、上体おこし、立ち幅跳び、長座体前屈など（認定証をお渡しします）
会場　市スポーツプラザ
テニスコート

市制施行20周年特別企画
ジャンケン大会を昼休みに行います。

駐車場
スポーツプラザとクリーンセンターに駐車場を用意しますが、台数に限りがありますので、なるべく乗り合いでご来場ください。（満車の場合駐車できません）
また、各支部に送迎バスを用意しますのでご利用ください。

市民体育祭が中止の場合でも体力テスト・チャレンジゲームを行います
市民体育祭が雨天中止となっても、市スポーツ推進委員会・レクリエーション協会により体力テスト、チャレンジゲームをスポーツプラザにて実施します。
（午前9時～正午）参加賞をそろえています。ふるってご参加ください。
詳しくは、市教育委員会スポーツ振興課（スポーツプラザ内）☎443－1465へ。

軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費を一部助成します

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発育やコミュニケーション能力の習得を促進するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

対象者（次の全てに該当）
・市内に居住する18歳未満の児童
・聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならない方
・補聴器の装用により、言語の習得などに一定の効果が期待できると医師が判断する方
※世帯の所得状況により対象外となる場合があります。
※身体障害者手帳の交付対象となる可能性がある場合は手帳の交付手続きを優先します。

助成額
補聴器の購入経費（上限額あり）の2／3
※申請には、指定医療機関の医師が聴力検査を実施し交付した意見書、その意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書および世帯全員の所得証明書などが必要となります。
また、既に購入された補聴器については対象となりません。

申し込みなど詳しくは、市役所福祉課☎443－1649へ。